

平成29年度 第6回 小平市介護保険運営協議会 会議録

1	開催日時	平成30年2月8日（木） 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室（3）（4）
3	出席委員名 （敬称略）	井上齊、金子恵一、川上政子、久保田進、佐田恵子、清水太郎、下村咲子、多賀谷守、土居智子、馬場孝道、福井正徳、松川茂雄、山田敦子、渡邊浩文
4	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> （1）平成29年度 第6回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 （2）資料1-1 計画（素案）に対する市民意見公募の実施結果 （3）資料1-2 小平市地域包括ケア推進計画（案） （4）資料2 地域密着型サービス事業所の指定更新について （5）資料3-1 地域包括支援センターの活動実績、 （6）資料3-2 地域型地域ケア会議実績報告 （7）資料4 平成30年度小平市地域包括支援センター事業実施方針（案） （8）資料5 総合事業の事業者指定の状況 （9）事前質問の方法について
5	傍聴人数	2名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 配付資料の確認 3 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）小平市地域包括ケア推進計画（案）について（資料1-1、1-2） （2）地域密着型サービス事業所の指定更新について（資料2） 4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議実績報告について （資料3-1、3-2） （2）平成30年度地域包括支援センター事業実施方針について（資料4） （3）総合事業の事業者指定状況について（資料5） 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> （1）小平市介護保険運営協議会委員の改選について 6 閉会

1 開会

2 配付資料の確認

3 協議・検討事項

(1) 小平市地域包括ケア推進計画（案）について

〔質疑応答〕

委員：東京都が平成28年7月に東京都地域医療構想を発表しました。それに基づいて、各市、あるいは区でもって、いろんな計画を立て始めています。既に、武蔵野市では、その前の27年あたりから検討を始めて、既にその構想が発表になっています。小平市はどうなっているのか。特に切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制、構築、推進、これを平成30年度中に開始するというのも書いてあります。私たち市民とすると、この介護保険運営協議会の議題ではない、あるいは介護保険の範疇ではないのかも知りませんが、小平市の医師会を中心とした、そういった動きはどうなっているのだろうかということを知りたいんです。またそれを、どこかで知るすべがあるのかどうか。あったらそれを教えていただきたいと思っています。

委員：今行政の側と一緒に在宅医療介護推進協議会というのを立ち上げて、各方面の団体方と連携を深めている最中です。東京都からやはり幾つかの事業を30年度から始めなさいということが出ております。私たちの在宅担当の理事が、今、非常に一生懸命やっただいて、一応スタートラインに立ったところまではできているんですね。ただ、これからどういうふうにも公募するか、本当にまだスタートラインに立ったというところですので、これからが本格的に一步ずつ推進させていかなければいけないという状況までは来ているということをご報告させていただきたい。例えば往診医の不足は、すぐに改善するものではありませんし、新規の開業の先生にはこれから少し増えてきているという予想も立っているんですが、なるべくそういう事業にも参加してくださいというお話は積極的に声かけをしているというところなんです。

委員：先ほどの東京都地域医療構想の北多摩北部の検討会では、医療関係者の高齢化というのが問題になっているということです。その辺も踏まえて市民とすると、どこに問題があって、何をどういう方向にいかせようとしているのか、その辺のプログラムを何らかの形で示していただくと、みんな安心するんじゃないかなと思います。

委員：先ほど、説明の中で、保険料、基準月額の改定の話がございましたですけども、これについては保険料となりますと、小平市も特別な関心があることは確かでご

ざいます。各市もいろんな動きがきつとあるのかなというふうに思うんですが、小平の場合はこういうふうに教えをいただいたんですけども、近隣市の状況等で、もしつかんでいるようなものがあれば、お話をいただければと思うんですが。

事務局：保険料の影響でございしますが、現在第6期では5, 100円です。今回5, 300円に改定をさせていただきたいというところではございますが、もともとの5, 100円という水準につきましては、26市中、10番目に低いという数字でございします。低い方から数えて10番目になります。次の5, 300円がどれくらいの水準かというところにつきまして、まだ各市保険料が確定という段ではございしませんので、知り得ている状況でのみお話ということになりますけれども、安いほうから数えて今7番目の位置というところで聞いているところでございします。

委員：95ページ、平成29年度末の残額が約9億2, 000万円。それで第7期計画では7億2, 000万円を取り崩すこととしていますということで、2025年ですから、あと7年後くらいに超高齢化がきますが、その先のときの予算の見積もりというのは介護保険の収入と出ていく額というところで、どんな感じでしょうか。

事務局：介護保険制度につきましては、3年に1回報酬改定を含めて、制度そのものを見直すというのがございまして、3年前の計画の見直しはかなり大きな見直しでございましたが、今回それほど大きくなかった。今後どうなっていくかというところもあります。現状ベースでこのまま2025年推移を比較しますと、やはり要介護認定者、介護が必要な方等も今後増えていくだろうという見込みがあるだろうということと、それに伴って介護保険に必要となる金額というのも増えていくであろうということは、想定されております。また介護保険料につきましても、今回5, 300円ということで、お示ししておりますが、計算によりますと、7, 000円を若干超えるような水準にこのままでいくとなるということがございします。国の政策のほうは今後3年ごとにどういうふうに見直しをされるかという、あるいは私ども介護保険をやっていくだけではなくて、地域づくりというところにも地域包括ケアシステムを構築するために着手しているところではございします。そういった取り組みの成果が介護を必要とする方の少しでも少なくしていく、なるべく元気で高齢までいていただくということが達成できれば、その給付の見込みというのは数字がやや下がる可能性もございします。また2025年、少し時間もございします。そこに向けての取り組みというのが非常に重要になるというところでございします。

委員：81ページの安心できる住まいの確保、高齢者住宅、いわゆるシルバーピアとか、サービス付高齢者向け住宅とかありますけれども、現時点でどの程度の待ちの方がいらっしゃるのでしょうか。

事務局：シルバーピアにつきましては、特別養護老人ホームのような申し込みをして待つ

ているという形ではなくて、その都度、募集をかけての申し込みになります。ですので、待ちの人数に関しては、こちらでは把握できていないところでございますが、基本的に毎回、市内に13棟ございます東京都の都営住宅及び民間借り上げ住宅のシルバーピアの応募倍率につきましては、おおむね近年では5倍から10倍の範囲の中で推移しているところでございます。

委員：今のところの2番目のシルバーピアの下の2番目、高齢者自立支援住宅改修給付事業というのがあるんですが、この間、火災で事故が起っていましたけれども、もし小平市ではこういう自立支援の事業とかというのは、どのくらいあるんでしょうか。どんな形でやられているのか、もしおわかりになれば教えてください。

事務局：この81ページの自立支援住宅改修というものと、先般事故があったような自立支援施設といったものとはちょっと若干内容が異なりまして、この住宅改修給付というのは、要介護認定をお持ちでない方で、住宅とかご自宅で暮らすに当たって、若干改修が必要な、例えば手すりをつけたほうがもっと元気に暮らせるかなといった方に対して、支援をする。費用のみの一定の支援をするところでございますので、先般の火災があった施設とは内容が異なるところではございますが、ご質問の趣旨のそういった施設が幾つくらいあるかということについては、把握してはおりませんが、市内にも例えば生活保護を受けていらっしゃる方が住んでいらっしゃるような集合住宅といったものがあるということは認識してございます。

委員：確かに今、介護保険を使わないで済むように、できるだけ支出を抑えられるような環境づくりをしていこうと、高齢者向けの諸々の体操だとか、あるいは脳トレだとか取り組んでいます。そういう人的なものはそれはそれでいいんですけど、もう一つはやっぱり医療とICTの連携によって、情報を共有することで、出費を抑える。つまり余計な検査をしないで済むとか、余計な治療をしないで済むとか、共有化することで何か対策というのは、市としては考えておられないんでしょうか。他市の事例ではそういったものを取り入れて、治療関連の情報をカード化して、緊急の場合でもきちんとした対応ができるというのをやっているわけです。以前のこの会議での回答では、個人情報の問題があるので、というのがありましたけど、当然それは乗り越えての審議を経て実行し、医療費の減額に結びついているわけです。そのような実績がもう既に出ているので、ぜひ研究をしていただきたいなというふうに思うんですが、市の取り組みとしてはどのようになっていますか

事務局：今、委員がおっしゃっているような先進的な取り組みみたいなものというのは、この計画の中には入ってはいないんですけども、こちらの中で在宅医療介護連携推進事業というのがございまして、その中には情報の共有ということで、どうしても在宅の医療と介護というのは連携する上で情報の共有というのが一番必要

ということで、その点の中ではICTという形で、MCSという形のものを今導入をして、小平のほうでも今年度からそういった取り組みを少し始めているところではございます。今後そういった状況を見ながら、小平でも在宅医療介護連携の推進の中で、そういった情報共有ツール、そういったものも進めていきたいというふうに考えているところではございます。

委員：市民がそのような情報を知れば、安心して自分の医療、自分の個人的なカルテもどんどん共有化していいですよという、そういう意識に変わってくると思うんです。そうすると、また次への展開が図れるのかなと思うので、ぜひそのような前向きな取り組みや、先進的なことは情報を公開していただいて、市民の一つの知識として入れていきたいと思います。

委員：電子カルテというのは大分導入されていますので、病院と各医療機関なんかを今後つなげていこうというような、要するに外の開業している先生たちが入院しているときの状態を把握できるような、そういうシステムも今後つくっていこうと。なおかつ、それがさらに進んでいけば、その心身連携も今後できるようにはなると思いますので。

会長：それではこの計画案につきまして、運営協議会のご意見は出ましたけれども、大きな修正につきましては、出なかったのかなというふうに認識しておりまして、この運営協議会として、了承するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

会長：それでは了承といたします。ありがとうございました。

（２）地域密着型サービス事業所の指定更新について

〔質疑応答〕

なし

4 報告事項

(1) 地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議実績報告について

〔質疑応答〕

委員：幾つかケア会議について質問させていただきます。まず生活支援コーディネータと協議会については、小平市生活支援体制整備事業実施要綱というのがありますけれども、地域ケア会議については、こういう要綱はあるのでしょうか。

事務局：地域ケア会議について、市のほうの要綱はございません。介護保険法での関係条例につきましては、介護保険法第115条の48、会議という形で規定がございまして、その実際の運用については、厚生労働省のほうからのガイドラインで多様な地域ケア会議の運用方法というのが示されているところで各保険者が決めているものでございます。今回の地域包括ケア推進計画、6期のところについてはこの中の記載に基づいて市のほうが地域包括支援センターと協議をしながら、開催をしているところでございます。

委員：各地域包括支援センターでは具体的に会議を、どういう会議にするかとか、どういう目的でやろうかとかいうことについては、何を参照しながらやるのか。実施要綱のようなものはないわけですよね。そうすると、当然、介護保険法の条文までさかのぼるということは、現場としては非常に難しいと思うのです。地域ケア会議の開催状況というのは、今まで28年度、29年度、ご報告いただいているのですが、各センターでやり方も違うし、回数も違うわけです。そうすると、そういうやり方、どういう考え方で、この地域ケア会議をやるのかということについて、各センター間で認識が統一されているというか、理解が十分なのだろうかという疑問が出てきます。現場が実際にやっていく上で、こういうものに沿ってやっているんだという、実施要綱のようなものがあつたほうが良いのではないかと思うのですが。

会長：やり方がいろいろあるんじゃないかということと、どういったものに沿って、今、実施されているのかという現状と、あとは、その中でももう少し市としてこういうやり方でやっていくといったものをつくったほうがいいんじゃないかという、そういったようなご質問ということでしょうか。

委員：報告を見ていると、漠然とみんな共通しているようなのですが、それぞれが解釈したところによってやっている、これは一応法令上の制度として行われているわけですから、制度上の目的をきちんと理解した上で、やらないといけないと思うのです。地域包括ケア推進計画、これは55ページ、案ではなく現行の計画です。これに小平市地域ケア会議概念図ということで、基幹型、地域型、地域会議、いわゆる3層構造の会議を示しているわけです。それで、地域ケア会議については、こういう性格の会ですよということが書かれているわけですが、ケア会議の実

績報告の地域型地域ケア会議というのは、この推進計画でいう、地域型地域ケア会議と理解してよろしいでしょうか。

事務局：各圏域のうち地域ケア会議について、これまでこの現計画の55ページに書いてあるところで、特に地域の、これまで小平市としては地域のネットワークの構築、市民との協働に向けた連携というところに重きを置いて、地域ケア会議を開催してまいりました。各圏域ごとで、もともと活動されている団体さんであるとか、例えば自治会さんの活動状況とか、そういったものに違いがあることもございまして、少し開催の回数であるとか、地域型の地域ケア会議のテーマというか趣旨、議題というのが変わっていったところはいた仕方ないのかなというところの反面、委員がご指摘のように積極的に、この地域ケア会議を活用していかないといけないというのは市のほうでも感じているところでございます。市の地域包括支援センター、いろんな会議体で連携をとりながら、今後の事業をどういった形で進めていこうかという場がございまして、今まさにそういったところも議題に上げて、来年以降の地域ケア会議をどうしていくかというところは協議をしているところなんですけれども、市の要綱の形にするかどうかというのは、方法としては幾つかあると思うんですが、市のほうから各地域包括支援センターにこういった形で地域ケア会議を行っていただく、また市のほうではこういった形で地域ケア会議に関与していきますというのをはっきりさせていかなければいけないと感じております。2点目のここの報告にある地域型の地域ケア会議がこの推進計画でいう、地域ケア会議に該当するかという部分につきましては、そのとおりでございます。

委員：地域ケア会議をどういうふうにつくっていくか、どういうふうに応用していくかということは非常に重要なので、これは市のほうで、厚労省がいろんな事例集だとか、指針を出していますので、そういうものをきちんと読み込んで、各センターを指導していくというような形をとらないと、現場は非常に忙しい、現場はそれどころじゃないという印象を受けるのです。市のほうで積極的に、その辺は踏み込んでいただきたいというお願いです。それから3番目ですけど、生活支援整備体制事業の第2層の協議体というのが、つくられようとしているんですけど、これは地域型地域ケア会議とは別の協議体だというふうに理解しますが、そのような理解でいいでしょうか。

事務局：別のもの、別の会議体というご理解をいただきたいと思います。ただ、実際まだ第2層の協議体が立ち上がりまで至っておりませんで、各包括にお願いをして配置させていただいたコーディネーターが活動していく中で、どうしても少し協議する内容、会議の中身、出席者というのが、かなり重複する部分がございますので、もし今年度開催に至った場合でも地域ケア会議でもあるし、第2層の協議会というような形になることは、想定はしているところでございます。この会議は

地域ケア会議、この会議は別の協議体会議というものが市のほうでも少し明確に包括に提示ができていないという状況でございます。

委員：制度的は違うし、目的も両方で違いますから、きちんとその辺の二つの会議を概念的に整理して、物理的に別にやるか、ある程度、重なる形でやるか、その辺は方法論なので、ただ、考え方として、両方ごちゃごちゃにしまうのはまずいと思うので、その辺をよろしくお願いします。それから、4番目、第2層の生活支援コーディネーターと、その協議体についてですが、その機能だとか業務内容というのは、何に準拠しているのでしょうか。

事務局：第2層の生活支援コーディネーターの活動でございますが、生活支援体制整備事業というのが、本当の事業名になるんですけれども、こちらも、もともとは介護保険法の第115条の45に規定がある事業でございます。その中で、小平市でどうやっていくかというのは、市の要綱を用いまして、第1層の協議会、市全域の協議会につきましては、小平市社会福祉協議会さんの委託をお願いしておりますので、実際、その詳細については、社会福祉協議会さんに要綱をおつくりいただいて、運営していくところでございます。第2層の協議会、各圏域ごとの協議会につきましては、何か要綱でどういった形でやってくださいという形で地域包括支援センターにお願いはしていないところでございます。全国的な先行事例でもいろんな形の協議会というのが、その地域地域にあわせて立ち上がり出しているところでございます。また、市内、例えば一番西のけやきの郷の圏域と東側の健成苑の圏域でも、仮にこの流れで何か協議会が立ち上がったとしても、全く全然違う形の協議の場になっていくことが想定されておりますので、事業としては公立と市の両方という形でやっているんですが、2層の協議会をどういった形でというのは、詳細な決めというのは今のところ市としては持ち合わせておりません。

委員：社協の設置要綱というのを見ると、第1層、第2層、両方について規定していますよね。それで、市の28年4月につくられた体制整備事業の実施要綱は非常に抽象的にコーディネーターと相談、それからこういう協議会について書いている社協のほうでつくられたのは、具体的にそれをどういうふうに展開するかという方法論を書いているわけですが、これは2層についても書いていますよね。それからこれは社協のつくった要綱ですから、別のセンターには直接は適用にならないわけですね。適用にならなくても、これを準用するとか、あるいはこれに相当するような、何かそういう要綱というようなものが必要なのではないのでしょうか。そうでないと、2層のコーディネーターとか協議体の人は何をどうやっているのか、わからないのではないですか。いかがでしょうか。

事務局：社会福祉協議会さんにつくっていただいた生活支援体制整備事業協議会の設置要綱でございますが、こちらについては、第1層と全域の協議会のことについての

記載の内容になっております。そのことは、この要綱には書いていないです。なので、今、何か効き目があるのは市の事業の実施要綱だけでございます。なお、社会福祉協議会さんにこの要綱をつくっていただく際にも、市のほうとかなり綿密に協議をさせていただいて、制定をしていただいている形ですので、各事業化しているセンターと何か必要なことがあれば、市のほうと調整をした上で、何か有効であるとかの形にしていく予定でございます。

委員：確かに市のほうの要綱といえば1層と2層、両方の支援コーディネーターも、それから協議会については要綱がこういう性格のものというふうに、これは共通に読めるのですけれども、第2層のコーディネーターとか、第2層の協議体がどういうものかというのをある程度具体的にイメージをつくらないと、各圏域で事情が違うというのはわかるのですが、もともと設置目的とか、機能とかというのは法定のものでありますから、そこら辺がきちんと踏まえてないとまずいのではないかと思いますので、何かそういうものをつくることを検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。それから、次は、第1層のコーディネーターとか、協議会の委員というのは、市が任命した、市が委嘱したというふうに了解していたのですが、それでよろしいのでしょうか。

事務局：協議会の委員の方については、市長が委嘱するとか、運営協議会のような形ではなくて、急ぐ協議会の事業を受託していただいている社会福祉協議会さんのほうから依頼をして引き受けていただいているというような形で委員さんをお願いしているところでございます。言葉としては委嘱という言葉を使ってお願いをしている形でございます。

委員：第2層のコーディネーターとか協議会のメンバーについては、どうですか。

事務局：2層の協議会の委員さんにつきましては、1個立ち上がりそうな事例としては、コーディネーターの活動の内容になるんですけども、実際にこの地域で何か取り組みを行いたい、ニーズとのマッチングというようなところでコーディネーターが既に調整に入って、地域の居場所の立ち上げというのが実現できている地域もあります。とある地域では、なかなかそういった目がなくて、協議会という形で集まっていた、興味のある方に集まっていた中で、組織化をして、その協議会のメンバーで何かそういった、例えば居場所というところであれば、運営の形にもっていくというのが見込まれるような形もあります。それが実は各圏域といっても小平の中で、5分割の中でとある圏域の北側、南側、西側、東側でちょっと事情が違うところもあったりして、はっきりどういった形で2層の委員さんというか、協議会のメンバーになっていただくのがいいのかというのは、まだはっきり各圏域の様子を見て検討を行っている段階でございます。

委員：その誰が協議会のメンバーに委嘱するかという、さっきの社協か市かという問題があったのですが、今度は各地域包括支援センターなのか、包括中央センターな

のか、それとも市なのかという、そういう質問です。

事務局：そこも含めて今検討しているんですけども、事業の実施主体としては小平市の事業でございますので、その点はしっかり留意した上で、こういった形で委員さん、参加者、参加いただく市民の方にはお願いをするかは検討をしております。

委員：ぜひ、市が一番の責任主体というか、事業主体だと思うので、市がそういう地域包括支援センターの運営とか組織のつくりとか、そういうことにきちんと噛んでいただきたいというお願いをしておきたいと思います。

(2) 平成30年度地域包括支援センター事業実施方針について

〔質疑応答〕

委員：地域包括ケアシステムの充実のために、地域包括支援センターにおいてはということが全て、ほとんど関係することが載ってまして、地域包括支援センターの役割というのがとても大きく、重要になってくるように見受けられるんですけども、地域包括支援センターのほうでは、市の方針を出したら従わなければいけないと思いますが、了解が得られているのか、これだけの業務をやれるということができのかなという、その辺が一つと、あとそもそも地域包括支援センターの職員はどこが採用して、どのような報酬形態になっているのか、これを全部やれるような内容なのかどうか、伺うと忙しいそうなんです、いつも。国が定めた1層2層、その協議体をつくって、中学校区に行く行くは地域として、今はこの包括支援センターの圏域で分かれているけれども、国の方針としては2層の中学校を範囲とする第2層の協議体をつくっていきこうとかという方針があって、その前段階だとは思いますが、今の包括支援センターがこうやれる力量というか、人というか、報酬があるのかなというのがちょっと感じたので、その辺のことを教えていただければなと思ったんですけども。

事務局：回答に漏れがあったらご指摘いただきたいんですが、まず、この方針について各地域包括支援センターが本当に受けてくれるのかというところなんですけれども、市といたしましては一応、地域包括支援センター、センター長と協議を行った上で、来年度もお願いをさせていただけるものと理解しております。なお、地域包括支援センターの職員の採用、属性というところにつきましては、市から委託として各市内の社会福祉法人さんと社会福祉協議会さんと委託契約でお願いしている形で職員の採用につきましては、各団体さんで具体的には募集をかけて採用をしてというような形で、職員さんの確保をさせていただいているところでございます。いつ行っても包括職員さんが忙しくしているようなあたりにつきましては、市のほうでも理解がございしますが、それぞれの法人さんと話をしてみるところだと、地域包括支援センターの職員の業務というのは一般的にかなり民間のケアマネの事業所さんとかでの経験であったり、なかなか新卒で配属するというのは法

人さんとしてもなかなかできかねるというようなお話もいただいております、なかなか人員の確保、募集をしても適任の人材が集まらないというような話を聞いております。何とか市のほうでも地域包括支援センターはかなり重要な機関でございますので、何か一緒にそういったところを考えられることはないのかなというところは常に考えているところですが、何か予算をつけてどうこうするところには至ってはいないんですけれども、ハローワークと連携であったり、都の連携であったり、そういったところでは高齢者支援課、人材の確保については支援ができることがないか考えています。

委員：委託するときの金額、報酬が、この中に盛り込まれているのを全部こなすだけのものに見合ったものなのかなって思ったものですから。実際のところ包括支援センターさん、これ全部できるのかなとか、今のお話を聞いて思ってしまったものから、どんなふうになっているのかなと。

事務局：市の認識でございますが、一応この業務量に応じまして、必要な金額での委託契約をさせていただいているものと認識しております。あと正確な情報ではないのですが、他市に比べればいいほうだよねというコメントをいただいておりますので、参考までに。

委員：一つ確認したかったのが、さっきの地域包括支援センターというのは、市が各社会福祉法人に業務委託している、それに基づいて設置されてのということを確認したかったのですけど。それで、5ページの一番上では、市は包括支援センターの設置主体としてという文面が出ています。それから一番最後の7ページ、ここでは地域包括支援センター設置者においても、となっているので、この地域包括支援センター設置者というのは、委託契約に基づいて、業務受託した各、黎明会とか何とかという、社会福祉法人を設置者と言っているという理解でいいのですかねということを確認したかったのです。そういうことでよろしいですか。

事務局：そうです。

委員：それからもう一つ、6ページの一番上から2行目、ここだけ高齢者等の多種多様な課題を解決するためということで、「等」というのが入っていますね。それでこれは法律、行政用語だと、後で「等」は非常に広がる可能性があるのですけど、これを入れられたのは何か意図があるのですか。

会長：6ページの一番上の2行目のところですね。

事務局：ここは地域との連携というところで記載させていただいているんですけれども、例えば高齢者と支援者、介護している家族の方であるとか、問題といえば、8050問題とか言われているところであるとか、一昨年度、地域ケア会議のテーマとして掲げておりました、いわゆる障害者の精神障害であるとか、身体障害をお持ちの高齢じゃない方の問題についても、家族会議でケースを検討していく個別の会議については重要なところになっておりますので、「高齢者等」という形に

記載させていただいているところでございます。

委員：去年あたりから地域共生社会の実現と、厚生労働省は言っていますよね。これは地域包括支援センターあたりを真っ先に子育てだとか、高齢者だとか、障害者とか、さらには生活困難者とか、こういったものすべてについてのワンストップの窓口にするというか、機能をそこに一つにできないかという動きに当然なると思うのです。それとの関係で、あえて高齢者等ということを含みを持たせられたのかなと思ったのですが、そうではないですね。

事務局：以前から共生社会について国が言葉を使い出す以前から、この部分については高齢者等という言い方を先ほどの意味で使わせていただいております。なので、そういった意味で今年から高齢者等ということになったものではございません。

委員：この地域包括だから高齢者が対象というのは当然のことではあるんですけども、社会参加というのが、特に最近よく話題になるんです。社会参加を促すんだったら、40代50代のうちに何らかの形でスタートを切っておかなくちゃ、うまいぐあいにはいかないんじゃないだろうかと。ここでの社会参加というのは、これが高齢者向けのものでありますから、高齢者というふうに限定しているんですけども、市として、いわゆる高齢者の社会参加だけではなくて、そういう比較的働き盛りの人に対しても、そういう強い働きかけというのをできないものなのかなという、自分ならどうしたらいいんだろうと思いつつながら、地域の中でいろいろと呼びかけをしても動きがないのはわかっているんですけどね。何か公の力といいますか、アイデアといいますか、対策で、そういう40代50代でも参加してくるといような、何かそういう流れをつくれないうのかなと思っているんですが、そういう話し合いって特にありませんか。

事務局：一つ目が高齢者施策に限らず、市が、委員にも参加していただいている方がいらっしゃるんですけども、介護予防見守りボランティアであるとか、認知症支援リーダー、介護予防リーダー等に担い手ボランティアをやってみませんかというような講座につきましては、もちろん何歳からでも受けていただけるように、高齢者向けだけではなく周知というのには努めているんですが、効果の部分というところでは十分ではないのかなと、今後も何か効果的にご参加いただけるような手は打っていただかないといけないかというのは市のほうでも考えております。協議する場はないのかということにつきましては、第2層の生活支援コーディネーターが配置されて、その連絡会という形での場面でもやっぱり若い方を、70歳とか80歳とかではなく、もっと若い方、特に男性の方なんかだと退職して地域に帰ってこられるこのタイミングで、どうやって地域に目を向けてもらえるか、意見交換の場はそういったところで、地域包括支援センターのほうでも同じように問題意識を持っていただいているものと市のほうでも認識しておりますので、なかなかいい方法、アイデアがあれば、形にしていきたいと考えています。

委員：我々も市民活動をやっていると、そういう年代の境目があって、65歳とか、ありますが、その年代からでは遅いんです。その段階で、地域デビューしましょうといっても、心が動かないです。だから、そういう面でやっぱり予備軍をつくっておく必要があるんだろうなと思っています。以前、東京都の地域住民の参加についての勉強会に行ったときに、サラリーマンを卒業する前の段階のメンバーが、通勤途中にあるサロンなどに来て、ボランティアを始めていると。何のためと聞いたら、将来地域デビューするために予行演習できているんだという人が何人かいるよというのを聞きました。小平市でも何かうまい秘策がないのかなと思っていますけどね。

会長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(3) 総合事業の事業者指定状況について
なし

5 閉会